



# 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局  
法制文書課

定期第100号 令和元年10月16日発行

## 目次

は県例規集登載

### 【告示】

番号	表題	担当課名
441	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった件	環境管理課
442	指定居宅サービス事業者を指定した件	長寿いきがい課
443	指定介護予防サービス事業者を指定した件	同
444	指定障害児通所支援事業の廃止について届出があった件	障がい福祉課
445	指定金融機関の名称及び所在地等を定める件の一部を改正する件	出納局会計課

徳島県告示第四百四十一号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、同条第三項において準用する同法第五条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和元年十月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 申請の概要

1 申請者

名 称 鳴門市企業局

住 所 鳴門市撫養町大桑島字湊岩浜三五番地の九

代表者 鳴門市公営企業管理者 企業局長 山内秀治

2 工場又は事業場

名 称 鳴門市企業局水道事業課浄水場

所在地 板野郡北島町高房字八丁野西一

3 特定施設の種類

変更なし

4 変更の概要

排水口の位置

5 変更しようとする事項

二の縦覧の期間及び場所において、関係書類を備え置いて縦覧に供するとともに、徳島県県民環境部環境管理課ホームページにおいて公表する。

二 縦覧の期間及び場所

1 期間 令和元年十月十六日から

令和元年十一月六日まで

2 場所 徳島県県民環境部環境管理課及び北島町まちみらい課

徳島県告示第四百四十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、指定居宅サービス事業者として次のとおり指定した。

令和元年十月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名称	所在地	名称	所在地		
合同会社ラシエイド	徳島市八万町法花谷二八二番地一	ラシック訪問看護ステーション徳島	徳島市八万町法花谷二八二番地一	訪問看護	令和元年十月一日
社会医療法人あいざと会	板野郡上板町佐藤塚字東二八八番地三	あいざと訪問看護ステーション	板野郡上板町佐藤塚字東二八八番地三	同	同
合同会社唯和	徳島市国府町井戸字城ノ内一七番地の二	デイサービス枅	徳島市国府町府中字市ノ窪五六五番地六	通所介護	同

徳島県告示第四百四十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定した。

令和元年十月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定介護予防サービス事業者		指定介護予防サービス事業を行う事業所		サービスの種類		指定年月日	
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	種 類			
合同会社ラシエイド	徳島市八万町法花谷二八二番地一	ラシック訪問看護ステーション徳島	徳島市八万町法花谷二八二番地一	介護予防訪問看護	同	令和元年十月一日	
社会医療法人あいざと会	板野郡上板町佐藤塚字東二八八番地三	あいざと訪問看護ステーション	板野郡上板町佐藤塚字東二八八番地三	同	同		

徳島県告示第四百四十四号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の二十四第四項の規定により、指定障害児通所支援事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和元年十月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定障害児通所支援事業者		指定障害児通所支援事業を行う事業所		障害児通所	廃止の届出	廃止
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	支援の種類	の受理日	年 月 日
特定非営利活動法人 こどもの発達研究室 きりん	徳島市新南福島一丁目六番 三号	こらぼ	徳島市南沖洲一丁目三番四 号	放課後等デイ サービス 保育所等訪問 支援	令和元年八月 三十日	令和元年九月 三十日

徳島県告示第四百四十五号

平成十年徳島県告示第四百七十三号（指定金融機関の名称及び所在地等を定める件）の一部を次のように改正し、令和元年十月二十六日から施行する。

令和元年十月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

三の表阿波町農業協同組合の林支所の項及び久勝支所の項を削り、同表美馬農業協同組合の岩倉支所の項を削る。